七　銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項
イ　貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額
(1)　上場株式等エクスポージャー
(2)　上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー
ロ　出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額
ハ　貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額
ニ　貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
ホ　自己資本比率告示附則第十三条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額
八　信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額
九　銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額
（単体自己資本比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項）
第十一条　前条（第三項を除く。）の規定は、規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国内基準行の直近の二中間事業年度に係るものに限る。）について準用する。この場合において、前条第二項中「前項」とあるのは「第十一条の規定により読み替えて準用する第十条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第十一条の規定により読み替えて準用する第十条第一項の定量的な」と、同項第一号ヘ中「をいう。第十四条第一項第三号において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同項第七号イ中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同号ハ中「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書」と、同号ニ中「貸借対照表及び損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表及び中間損益計算書」と読み替えるものとする。
（連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項）
第十二条　規則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国内基準行の直近の二連結会計年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。
2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第五号により作成しなければならない。
3　第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。
一　連結の範囲に関する次に掲げる事項
イ　自己資本比率告示第二十六条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下この条において「連結グループ」という。）に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因
ロ　連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容
ハ　自己資本比率告示第三十二条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
ニ　連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
ホ　連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要
二　自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第二十五条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）の概要
三　連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要
四　信用リスクに関する次に掲げる事項
イ　リスク管理の方針及び手続の概要
ロ　標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項
(1)　リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。）
(2)　エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称
ハ　内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項
(1)　使用する内部格付手法の種類
(2)　内部格付制度の概要
(3)　次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要（(vi)及び(vii)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）
(i)　事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して開示することを要する。）
(ii)　ソブリン向けエクスポージャー
(iii)　金融機関等向けエクスポージャー
(iv)　株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にPD／LGD方式を適用する場合に限る。）
(v)　居住用不動産向けエクスポージャー
(vi)　適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
(vii)　その他リテール向けエクスポージャー
五　信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
六　派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
七　証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
イ　リスク管理の方針及びリスク特性の概要
ロ　自己資本比率告示第二百四十九条第四項第三号から第六号まで（自己資本比率告示第二百五十四条第二項及び第三百二条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要
ハ　信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針
ニ　証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称
ホ　証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称
ヘ　連結グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該連結グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別
ト　連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称
チ　証券化取引に関する会計方針
リ　証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）
ヌ　内部評価方式を用いている場合には、その概要
ル　定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容
八　マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第二十五条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）
イ　リスク管理の方針及び手続の概要
ロ　マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に開示することを要する。）